

紛失・盗難・焼失 紛失一般旅券等届出書

（折り曲げ禁止）

受理年月日	年 月 日	受理番号	
窓口記入欄			

注意
一、本券の所定の欄に記入し、又は青の濃いインクで捺印し、提出する場合は、提出書に改め、折らないでください。
二、この用紙は機械で読み取りますので、折らないでください。
三、この用紙は機械で読み取りますので、折らないでください。
四、この用紙は機械で読み取りますので、折らないでください。
五、この用紙は機械で読み取りますので、折らないでください。

写真 写真は貼らずにお持ちください 注意 1. 名義人本人のみ 2. 6か月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm （ふちなし。頭は頭頂から 髪までが34mm±2mm） *裏面に氏名を記載してください。	名義人氏名（左詰めで記入） フリガナ（カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「ッ」「ハ」等と記入してください。） 姓 名 外務 太郎 ヘボン式ローマ字 活字体大文字で記入してください。 （枠が足りない場合は 裏面に申し出てください） 姓 名 GAIMU TARO
--	---

紛失等した旅券申請時の所持人自署 （捺印はみ出さないように署名してください） Taro	性別 男 女 生年月日 01 01 01 01 01 01 （該当する枠内に印を記入してください） （年月日が一致の場合は十の位に0を記入） 本籍 東京都 4代田区霞と関2丁目3番 （都道府県名を左詰めで記入してください）
---	---

紛失、盗難又は焼失にあった旅券について記入してください。 この届出を行う理由 紛失 盗難 焼失 1 2 3 2 （該当する枠内に印を記入してください）	旅券番号 T21234567 紛失等にあった旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 GAIMU	発行官庁 外務省 発行年月日 西暦で記入 20260101
--	---	---

現住所 （国外居住の場合は国外の住所） 〒（香港在住の方）Flat XX, XX/F, 日中の連絡先 電話 852 (2134) 5678 One Exchange Square, Hong Kong 携帯 080 (1234) 5678 （日本在住の方）東京都4代田区霞と関2丁目3番 メールアドレス taroabc@abc.com.	居所で申請する場合のみ記入 （一時帰国含む） 〒（日本在住の方は滞在ホテルを記入） XX Hotel Room No. 310 電話 852 (2987) 6543
--	---

緊急連絡先 住所 東京都4代田区霞と関2丁目3番 氏名 外務花子 本人との関係 母 電話 03 (1122) 3344

紛失等の経緯
一 紛失、盗難被害又は焼失の時期、場所、状況等を具体的に記載してください。
一 不明の場合は、不明と書いてください。

（いつ） 2026年2月27日 午前・午後 8時頃
（どこで） 尖沙咀のXXレストラン
（どのように） 尖沙咀のレストラン食事中、椅子の下に置いていた カバンを盗まれた。店は混雑していて、背中側に座っていた 他の客と距離が近かったのを覚えています。 他の紛失物：現金（500香港ドル）、財布

（別記第13号様式）

用紙の大きさはA4

裏面も記入してください

(裏面)

令和 8 年 7 月 2 日届出

法定代理人（親権者、後見人など）署名

注意事項

1. この書類の提出に当たっては、紛失、盗難又は焼失を立証する書類を添付してください。

2. この届出書は、紛失（盗難、焼失）を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつ、海外の関係当局に通知されるため、届出後に当該旅券が発見されても使用することはできません。

本人 確 認 欄	(1点でよい書類)	☐ 戦傷病者手帳	(2点必要な書類)	
	☐ 日本国旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 猟銃所持許可証	☐ 宅地取引士証 ☐ 電気工事士免状 ☐ 無線従事者免許証 ☐ 官公庁職員身分証明書 ☐ 身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)	以下の資格確認書 ☐ 国民健康保険 ☐ 健康保険 ☐ 年金証書等 ☐ 船員保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 国家公務員共済組合 ☐ 地方公務員共済組合 ☐ 私立学校教職員共済制度	その他 ☐ 介護保険証 ☐ 年金証書等 ☐ 印鑑登録証明書及び実印 ☐ その他写真付きの身分証明書 ☐ 一時帰国者

官公庁記載欄

☐ 本人 ☐ 代理

届出に必要な書類等（現住所以外の自治体で届出される方は、住民票の写しが必要な場合があります。）

一、写真 一葉

二、本人確認のための書類（運転免許証等の場合は一点、健康保険証等の場合は二点、有効な原本に限る）

三、旅券の紛失又は焼失を立証する書類

四、その他特に必要とされる書類

(令和八年七月改正)